



Title	「伏見天皇宸記」の敬語表現
Author(s)	西田, 直敏
Citation	北海道大學文學部紀要, 33(3), 1-49
Issue Date	1985-03-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33495
Type	departmental bulletin paper
File Information	33(3)_P1-49.pdf



「伏見天皇宸記」の敬語表現

西 田 直 敏

一、はじめに

所謂「自敬表現」についての大きな問題点は、自分に敬意を表した形になるような敬語表現が実際に行われたのであろうかという疑問に発するものであった。種々の説が提起された中で、物語等に見える表現を例として、実際の言語としては「自敬表現」は行われたのではなく、文章化する時に、作者の立場からの尊敬表現の添加があり、直接話法と間接話法が混濁する形になったために、「自敬表現」の形を呈しているのだとする解釈が一時期有力であった。^(注1)

それは、いわば現代の敬語意識に反しないものであったために説得力があった。しかしながら、所謂「自敬表現」は主として天皇の発言に見られるものでありながら、天皇自筆の文章について言及されることがなかったために、その点に立論の弱みのあったことは否定できなかった。その意味で、鎌倉時代のものであるが、天皇自筆の日記が現存する「伏見天皇宸記」と「花園天皇宸記」について調査し、そこに所謂「自敬表現」と解すべき敬語表現が用いられていることを報告した拙稿「宸記に見える所謂『自敬表現』について——伏見天皇宸記・花園天皇宸記を中心に——」

「伏見天皇宸記」の敬語表現

（国語国文研究 第五〇号 昭和四十七年十月）は、研究史的に一つの意義を持ちえたかと思う。が、当時、発表誌の紙数制約のために、要点的報告にとどまり、詳細な報告は他日を期すはかなかった。爾来十年余を経て、筆者の「自敬表現」についての考察も進展するところがあったので、ここに「伏見天皇宸記」^(注2)をとりあげ、その敬語表現の全貌を明らかにするとともに、その「自敬表現」について再度考察を試みようと思う。

二、伏見天皇とその日記について

伏見天皇（一二六五——一三一七）は、後深草天皇（一二四三——一三〇四）の第二皇子で母は玄暉門院（左大臣藤原実雄の娘）である。文永二年四月二十三日誕生。建治元年（一二七五）立太子、同三年元服、弘安十年（一二八七）十月二十一日踐祚、同十一年即位、永仁六年（一二九八）七月二十二日、後伏見天皇（伏見天皇第一皇子）に譲位、在位十一年、その間、正応三年（一二九〇）二月十一日までは、後深草上皇の院政、以後は伏見天皇の親政であった。後伏見天皇への譲位後、上皇としてその在位中（一二九八——一三〇二）院政を行い、その後、花園天皇（伏見天皇第三皇子）の在位中、再び延慶元年から正和二年（一三〇八——一三一一）まで院政を行った。持明院統と大覚寺統との皇位継承の争の中で持明院統の地位を確立した天皇であった。

伏見天皇の日記は「伏見院御記」と称され、もと七十巻あったというが、天皇自筆本（伏見天皇宸記）は、弘安十一年自十月二十一日至十二月三十日、同十一年自正月一日至三月二十九日、正応元年自十月十二日至十一月二十八日、同二年自正月八日至三月二十六日、同三年自正月一日至二月七日、同五年自正月一日至四月七日、同六年自六月七日

至同十三年、永仁元年自七月一日至十月二十八日の八巻が現存している。その中、正応六年六月の記は、東二条院御落飾御記である。『増補史料大成』の「伏見天皇宸記」には、このほか「歴代残缺日記」、和田英松藏本などによる記事が収められている。本稿では、現存の伏見天皇自筆本の記事のみを対象とし、宮内庁書陵部蔵の原本写真、『増補史料大成』の翻刻を参照しつつ考察する。なお、年月日については、弘安十一年四月二十八日、正応と改元、正応六年八月五日、永仁と改元されているが、『史料大成』参照の便宜上、同書に従って弘安十一年は全て正応元年とし、正応六年は全て永仁元年と記すことにする。また、引用文の原文二行割注は細字一行に改め、漢字字体も適宜に現行の字体を用いることにする。

三、「伏見天皇宸記」の文章と敬現

「伏見天皇宸記」は、平安時代以来の天皇や貴族の日記の表現形式に従って、変体漢文体の漢字文で記されている。たとえば

廿八日乙卯 天晴、今日新院尊号御報書、権大納言公守卿御使也、信輔朝臣奏之、覽之置日記御厨子上、入夜閑白参上、(弘安十年十一月)

ここには、新院(後宇多上皇)の「御報書」「御使」などの尊敬語や、信輔朝臣の「奏之」、閑白の「参上」などの謙讓語が用いられている。天皇に対する臣下の動作を謙讓語で表現しているのは一種の「自敬表現」と見られよう。

伏見天皇は、その日記にどのような敬語表現を行っているか、日記に登場する人間関係と敬語表現の用い方を分析

「伏見天皇宸記」の敬語表現

するために、対人関係を次のように分類してその実態を記述してみよう。

- 1 上皇（院）についての表現
 - 2 三后、女院、皇太子についての表現
 - 3 天皇自身についての表現
 - 4 関白以下の臣下についての表現
これに
 - 5 神仏についての表現
- を加えて、以下に述べることにする。

四、上皇（院）についての表現

伏見天皇の在位時代には、父の後深草上皇と、大覚寺統の龜山上皇、後宇多上皇の計三人の上皇がいたが、既に述べたように正応三年までは後深草上皇の院政であった。柳原紀光の『統史愚抄』（新訂増補国史大系13）では、後深草上皇を「本院」、龜山上皇を「中院」、後宇多上皇を「新院」としているが、現存の「伏見天皇宸記」では、龜山上皇、後宇多上皇に関する記述は極めて少い。次に掲げる程度である。

後宇多上皇は讓位直後に「新院」として見える。

今日新院布衣序始云々

弘安十年十一月十五日

今日新院尊号御報書

弘安十年十一月二十八日

今夜尊号辞退御封書勅答也

弘安十年十二月二十日

龜山上皇は「禪林寺殿」として見える。

今晚夢想、自禪林寺殿有被謝申仙洞之旨、其趣、日来之凶害、御後悔之由也、尤可謂吉夢歟

正応五年一月十

九日

法皇入御、自嵯峨殿御幸禪林寺殿便云々

永仁元年六月十二日

「禪林寺殿」は龜山上皇の仙洞御所である。なお、右の例の「法皇」は後深草上皇（正応三年二月十一日出家）である。

従つて、「伏見天皇宸記」中の「上皇」「院」「仙洞」「法皇」などの語は後深草上皇をさすものである。

天皇と上皇との関係については、鎌倉時代には順徳院の『禁秘御抄』^(注3)に

天子御書惣不^ヘ書^キニ^ヤ御名^ヲ、雖^モ父王^ニ不^レ書^ニ恐^ク々字^ヲ。但^シ予^ル恐^ニ仙院^ニ超^ニ先代^ニ。仍間々恐^ク々謹言^ト書^ス。或^ハ又只謹言也。普通只候也、ナドカキ給也。院御書又如^レ此。其外親王大臣以下御書如^レ此（御書事）

とある。また、その父の後鳥羽院の『世俗浅深秘抄』^(注4)には

当代之御事 能^ク々可^レ奉^ル礼也、雖^モ上皇^ニ敢^テ如^ニ供御^ニ、不^レ可^レ為^ル同。

とある。いずれも天皇の地位の絶対性を示すための儀礼である。上皇と天皇とが父子の関係にある場合には、『禁秘御抄』に「間々恐^ク々謹言^ト書^ス」とあるように上皇に敬意を表する場合のことが示されている。『世俗浅深秘抄』でも右の文章に続けて、次のように書かれている。

「伏見天皇宸記」の敬語表現

但、上皇同「正帝」、又父子之儀依_レ重、寛平法皇奉_ニ御盃於醍醐天皇_一、天皇給_ニ之、召_ニ御笏_一奉_ニ舞蹈_一由、見_ニ彼御記_一、然者非_ニ強事_一歟、然而於_ニ公家御事_一者、能_ニ々可_ニ奉_レ礼也、又給_ニ横被_一令_ニ拜舞_一給。一如_ニ臣下礼儀_一。

宇多法皇に醍醐天皇が臣下の如き礼をとったということが述べられているが、徳大寺家本によるという「(金)雑筆要集」になると、「闕字平出」の条に、

今案、太上法皇之御書ニハ。太上天皇ヲバ平出ニハ不書、太上天皇之御書ニハ。太上法皇ヲバ可書平出。太上天皇之御書ニハ。帝王ヲバ不書平出。帝王之御書ニハ、太上天皇ヲバ平出ニ可書也。是則父子次故也。於親王者更不可書平出。何況自余之凡夫乎。

とあって、順徳院の『禁秘御抄』に反する「今案」が示されている。そして「父子次故也」と帝位の絶対的な地位よりも父子関係を優先させている。天皇の地位の弱体化した時代の考え方であるが、中世において、次第にこういう考え方が強くなっていたことを示すものである。

伏見天皇の父後深草上皇に関する表現は次のように行われている。

(A) 後深草上皇に対する称呼

上皇、院、法皇、院御所、院御方、仙洞と用いられている。法皇は正応三年二月十一日出家後の称呼である。なお、以下、用例は原則として一例のみ挙げる。

上皇 上皇御幸法勝寺云々 正応二年一月九日

院 於路頭院有御見物 正応元年二月十三日

法皇 経題之間法皇入御 永仁元年六月十二日

院御所 貢馬進院御所 弘安十年十一月二十六日

院御方 院御方常御所為朝餉 弘安十年十月二十一日

仙洞 今夕以為兼卿、南北兩京事申仙洞 正応五年一月十四日

右のうち、「院御所」「院御方」「仙洞」は、上皇の居所をもつて上皇を指しているものである。

(B) 後深草上皇に関する事物の表現

御所 世上不静之折節、数日洛外御所、不可然之由諸人存之歎、仍度々雖申此趣、敢無御承引 正応五年一

月十八日

御棧敷 院御棧敷閑院御所跡也 正応元年十月二十一日

御車 路頭被立院御車 正応元年三月十五日

御舟 上皇有仰、即有出御、内大臣兼忠候御舟 正応二年三月二十四日裏書

御書 自院賜御書悦思食之由有種々仰 正応元年三月十五日

御直衣 上皇出御 御直衣 正応二年三月二十三日

御袍 未剋上皇出御赤衣御袍桜御下襲 正応二年三月二十三日裏書

御下襲

(C) 後深草上皇自身の行為の表現

出御 上皇自南廂東鳥居障子西面出御 正応二年三月二十三日

着御 着御母屋御座之後 正応二年三月二十三日

「伏見天皇宸記」の敬語表現

入御	亥剋許上皇有入御	正応二年三月二十三日裏書
御幸	今朝、上皇御幸八幡宮云々	正応二年一月二十日
還御	院自八幡今朝還御云々	正応二年一月二十六日
臨幸	上皇臨幸鳥羽殿云々	正応二年三月二十日
乗御	上皇已聞乗御之由	正応二年三月二十三日
下御	寄船於釣殿下御	正応二年三月二十三日
御乗船	俄又可御乗船之由、上皇有仰	正応二年三月二十三日裏書
御見物	上皇有御見物	弘安十年十二月二十五日
御覽	今日内々礼服辛櫃被渡院御所、為御覽也	正応元年三月三日
御承引	度々雖申此趣、敢無御承引	正応五年一月十八日
被仰	被仰閑白云々	正応元年三月十三日
被供養	被供養最勝王經	先年被染宸筆云々 正応元年一月二十六日
被染		
被行	可被行御八講云々	正応元年一月二十六日
被責	及晚自院被責為俊朝臣云々	正応元年二月二十七日
被立	路頭被立院御車	正応元年三月十五日
被渡	今日内々礼服辛櫃被渡院御所	正応元年三月三日

思食 自院賜御書悦思食之由有種々仰 正応元年三月十五日

(D) 後深草上皇の伏見天皇に対する行為の表現

賜 今夜自院賜笛 柯亭、是朝覲行幸時、可令吹之故也 正応二年三月一日

給 今日自院給後朱雀院御記一櫃 正応二年一月十九日

仰 早旦遣為兼卿於関白許、仰昨日仙洞仰趣 正応五年一月十五日

(E) 伏見天皇の後深草上皇に対する行為の表現

献覧 於常盤井殿（＝後深草上皇仙洞）備献覧云々 正応元年十一月十四日

奏 於院御所可奏之仰了 弘安十年十二月二十九日

申 可申院之由仰了 正応元年二月十八日

令申 則以俊光令申六条殿（＝後深草上皇）了 正応元年三月十三日

進 昨日進物等、分遣男女、金進院御所 弘安十年十一月二十七日

以上の表現を通して、伏見天皇は父の後深草上皇に関する(A)―(D)の事について尊敬表現を用い、(E)の自己の上皇に対する行為には謙讓表現を用いているのであるから、常に父上皇を上位とし自分を下位とする表現を行っていることになる。

ここで、後深草上皇以外の上皇及び先皇に対する表現をみてみると、次に示すようにその全てに尊敬表現が用いられている。

〔新院Ⅱ後宇多上皇〕

「伏見天皇宸記」の敬語表現

尊号 今日旧主奉尊号詔書 弘安十年十一月十五日

御報書 新院尊号御報書 弘安十年十一月二十八日

御封書 尊号辞退御封書 弘安十年十二月二十日

〔龜山上皇＝禅林寺殿〕

被謝申 今晝夢想、自禅林寺殿有被謝申仙洞之旨 正応五年一月十九日

「仙洞」は後深草上皇、龜山上皇は後深草上皇の弟。従って「謝申」と「申」が使われている。

御後悔 其趣、日来之凶害、御後悔之由也 正応五年一月十九日

〔先皇〕

閑院御所 院御棧敷閑院御所跡也 正応元年十月二十一日

被召 次召舎人二音、延久仁治徽音被召之、正元高声被召之、依為本儀、今度高召之、

御逆修 七条院御逆修之時、曾祖相国所為云々 永仁元年六月九日

正応元年二月二十七日

五、三后、女院、皇太子についての表現

次に、皇后、皇太后、太皇太后の三后と准三宮の女院、皇太子について「伏見天皇宸記」ではどのような表現が行われているかをみてみる。伏見天皇の皇后は、太政大臣西園寺実兼の娘藤原鐘子（永福門院）で、正応元年六月八日女御、同年八月六日中宮である。宸記には「中宮」と記されている。皇太后、太皇太后の称呼は、宸記には見えない。

い。後宇多上皇（新院）、龜山上皇（中院）、後深草上皇（本院）と三上皇在世という時代であるから、そうした名称は用いられず、後宇多上皇の皇后であった後深草上皇皇女姪子内親王（母東二条院、弘安八年八月十九日、皇后宮、正応四年、遊義門院）は「皇后宮」、院号の後は「遊義門院」と記されている。伏見天皇には四歳下の妹である。弘安十年、正応元年の宸記には、「皇后宮春日祭御禊也 十一月八日」、「参皇后宮御方 十一月十日」と多く見える。東大史料編纂所編『史料綜覧』には、弘安十年十一月十日、同月二十日の条に「伏見院御記」によって、「皇后御禊」「皇后御入内」また、弘安十年十二月二十六日の条に「中務内侍日記」「続史愚抄」によって「皇后ノ御方ニ渡御アラセラル」とあるが、いずれも正しくは「皇后宮」である。後深草上皇の皇后であった東二条院（太政大臣西園寺実氏の二女藤原公子、康元元年十二月二十二日女御、康元二年一月二十九日中宮）は、宸記では「女院」「東二条院」と記されている。伏見天皇の生母は、左大臣山階実雄の第二女藤原憎子であるが、正応元年十二月十六日に准三宮、同日院号、玄輝門院となる。宸記には、院号以前には見えず、院号以後「玄輝門院」として動静が記されている。このほかに、正応三年一月七日に「大宮女院御幸之間暫起座也」と「大宮女院」が見える。これは、後嵯峨院の皇后姪子（西園寺実氏第一女）である。

伏見天皇の皇太子は、第一皇子胤仁親王で、弘安十一年二月三日生誕（生母は藤原経氏の娘姪子）、正応二年四月二十五日立太子、宸記では「春宮」と記されている。

平安時代には、「源氏物語」を見ても、皇后、皇太子には天皇の発言においても尊敬表現が用いられている。^(注6)伏見天皇宸記における表現を次に見てみよう。

(A) 称呼

「伏見天皇宸記」の敬語表現

大宮女院 此間白地起座入内 大宮女院御幸之間暫起座也 正応三年一月七日

東二条院 今夕東二条院可有御出家也 永仁元年六月七日

女院 女院皇后宮入御 弘安十年十一月二十日

皇后宮 参角御所 皇后宮御座也 弘安十年十月二十二日

遊義門院 次遊義門院被修臨時仏事 永仁元年六月九日

玄輝門院 今夕玄輝門院御幸始也 正応二年一月十四日

中宮 御車寄中宮昼御座階間 正応二年一月十四日

春宮 行昭僧正、毎日三時中宮春宮御方候加持 正応五年二月十六日

(B) 居所、關係事物、行事の表現

御方 女院御方常御所為常御所 弘安十年十月二十一日

参皇后宮御方 弘安十年十二月十九日

入夜、中宮大夫参、於中宮御方対面 正応五年一月二十八日

御車 今夕玄輝門院御幸始也、御車寄中宮昼御座階間 正応二年一月十四日

昼御座

御剣 女房取御剣入御輿 正応元年二月八日

御輿

御座 参角御所 皇后宮御座也 弘安十年十月二十二日

この「御座」は「オマシ」と読んで、ここに置くが、「オハシマス」とも読める。

御祓

皇后宮春日祭御祓也 弘安十年十一月八日

御葉

中宮春宮御葉如例 正応五年一月二日

(C) 自身の行為の表現

出御

次女院出御 正応二年三月二十三日

入御

次女院入御 正応二年三月二十三日

行啓

今夕行啓常葉井殿也 正応元年二月八日

これは皇后宮である。『公衡公記』弘安十一年二月八日条には次のように記されている。

皇后宮可遷御常磐井殿

(東一条院)
院女院御同宿

今夕春宮行啓常磐井殿 正応五年三月十一日

御幸

今夕玄輝門院御幸 正応五年二月六日

還幸

女院還幸以前参角御所 弘安十年十二月十六日

還御

今夜女院還御 弘安十年十一月二十二日

乗御

次女房取御剣入御興内次乗御、女房閉御輿帷 正応元年二月八日

御覧

皇后内々於二間有御覧 弘安十年十二月五日

「皇后」は皇后宮のことである。

御聴聞

為御聴聞女院密々入御 弘安十年十二月十五日

「伏見天皇宸記」の敬語表現

御対面 入夜、入女院御対面 正応五年二月二十五日

渡給 此間春宮渡給角御所、女房抱之 正応三年一月三日

被御 条々委細有被仰之事等 正応五年二月二十五日

被修 遊義門院被修臨時仏事 永仁元年六月九日

不豫 春宮中宮兩御方御加持、此間有連々不豫事也 正応五年二月二十六日

(B)(C)の女院自身及び女院に属する事物には、尊敬表現が用いられているのである。

(D) 三后、女院、皇太子に対する伏見天皇の行為の表現

参 参皇后宮御方 弘安十年十二月十九日

皇后宮、女院等の許へ行くことを伏見天皇は「参」を用いるが、稀に「行」を用いているところがある。

天晴行皇后宮御方 正応元年一月十五日

天皇は「参」以外に謙讓表現を用いていない。これは、三后、皇太子等に関する記述が少ないという事情もあるが、右の「行」字が用いられている例からみると、上皇に対しての表現と異り、儀礼的な「参」字の使用であるように思われる。

伝統的に、天皇が三后、皇太子についての発言に敬語表現を用いてきたことは、儀礼として引き続き中世にも行われていたことを伏見天皇宸記は示していると言えよう。

六、天皇自身についての表現

伏見天皇は天皇という地位にある自分自身のこと、宮中の諸事諸物、公事行事、祭祀、自分の行動、所作などをどのように日記に記しているかを見てみよう。

伏見天皇が天皇としての自覚と識見を持ち「王威」を保つことに努めた跡は、日記の中に見られるところである。これは、天皇の即位が二十二歳という年齢であり、二十五歳以降親政となり、鎌倉幕府と大覚寺統との微妙な交渉や度々南都北嶺などの強訴にあい、更に正応三年三月十日の浅原為頼父子の天皇襲撃事件という危難をくぐりぬけて皇位を保ったという強靱な性格にもよるものであらう。

近日南北両京訴訟同時嗽々、年始公事以下如無、弘安新院在位之間有如此事、藤氏公卿不出仕之間、無人伝奏、或直問答、或以為兼卿問答、王威輕忽可耻可悲、（正応五年一月五日）

(A) 自称

伏見天皇は、日記中に天皇の自称である「朕」を用いず「吾」「余」を用いている。「我身」の例もある。

余 供中宮御藥、此間余改裝束著束帶、依可有小朝拝也 正応元年一月一日

吾 今曉卯剋敷、有夢想中、吾欲女犯、其時所思我身是法師也 正応五年一月二十日

我身

天皇の自称である「朕」が用いられていないのは、天皇の個性によるものらしい。伏見天皇の皇子である花園天皇

「伏見天皇宸記」の敬語表現

の日記には、自称は「朕」で、主語としてかなり多く明示されている。また「予」も用いられているが、「吾」は用いられていない。

今朝聞、去夕朔平門院薨給之由、依是五節停止了、朕同胞姉也 花園天皇宸記 延慶三年十月九日

攝政取之一見之後、予又一見 花園天皇宸記 延慶四年一月七日

著座一々結申之 見文之儀、同朕作法、朕目之、称唯卷懸帟、取副文於杖、退下本路、予入内、須臾左大臣参台盤所、

対面、朕問之 花園天皇宸記 正和二年十二月二十七日

(B) 殿舎、居所、調度等

宮中の殿舎、居所、調度等の名称には、「御」字のついているものが少なくない。命名の最初は、宮中の主である天皇への尊崇の意を示して「御」をつけたものであろうが、慣用され、「御」をつけた形で名称が固定すると天皇もそのまま用いるようになった。伏見天皇宸記にもこの種の語が豊富に見える。その用例を列挙してみよう。

御所 御所儀以昼御座為南殿 弘安十年十月二十一日

常御所 於常御所対面 弘安十年十一月二十日

儲御所 依為儲御所 正応元年二月二十七日

御殿 御殿西南角一間垂庇御簾 弘安十年十月二十八日

夜御殿 安于夜御殿御張内 弘安十年十月二十一日

御湯殿上 同湯殿上為御手水間 弘安十年十月二十一日

御手水間 「湯殿上」とあるが、同日の記事中に「御湯殿上同之」とあるので、「御」の誤脱である。

御後 御後自東一間出 弘安十年十月二十八日

御座 御座前居文台 弘安十年十一月十二日

昼御座 刻限出昼御座 正応元年一月八日

平敷御座 於平敷御座着礼服 正応元年三月十五日

高御座 着高御座之間、即執翳女孺左右十八人進立 正応元年三月十五日

御調度 次五位藏人等運置御調度等 正応元年二月二十七日

四季御屏風 後方引回四季御屏風 弘安十年十月二十八日

大宋御屏風 立廻大宋御屏風 正応二年二月十三日

日記御厨子 覽了置日記御厨子上 弘安十年十一月二十八日

御張 御張中、立倚子 正応元年一月七日

御簾 関白候御簾 弘安十年十二月五日

御燈 午刻御燈 正応元年三月三日

御硯宮蓋 召硯統紙、頼藤持参之、此間下賜御硯宮蓋申文於執筆 正応元年一月八日

右に挙げた語は「御」が冠せられているが、宮中にあるもの全てに「御」を冠していうのではない。清涼殿の天皇のためのものに「御」が冠せられるのである。順徳院の『禁秘御抄』では、「清涼殿」の章の「殿上」の節に、次のように記されている。

五間^{イッマ} 北第一間^ノ、母屋^{モヤ}為^ス御路^ト。次御帳^ユ間。第三間^ノ大床子。第四間^ノ奥有^ニ御厨子^ニ。第五間^ノ四季御屏風。母屋^ニ有^ニ

「伏見天皇宸記」の敬語表現

日記御厨子。

几帳 四面有^ニ几帳、帷^ハ夏^ハ生^ニ。以^ニ胡粉^ハ画^ニ華鳥^ヲ鶉^ハ敷^ニ。冬^ハ朽木^ヲ形^ニ。疊^ニ三帖^ハ綴^ニ綱^ハ御座^ニ敷^ニ東上^ニ。

帳 獅子^ハ狛犬^ハ在^ニ帳^ハ前^ニ南北^ニ、左獅子。

平敷^ニ 疊^ニ二帖^ハ綴^ニ綱^ハ南上^ニ中央^ニ茵^ハ一枚^ニ中唐綾^ハ端錦裏^ハ打御劍^ハ在^ニ御座^ハ南端^ニ、鞘^ハ東東西^ニ御硯^ハ宮^ハ御座^ハ南^ニ板置^ニ。

蜜絵、御厨子二脚

日記御厨子二脚

置物御厨子二脚

石灰壇^ニ 四季御屏風三尺。南第一間、母屋御簾下、以^レ東為^レ面。此御屏風、内有^ニ陪膳^ハ円座、障子皆唐絵、本文也。又燈籠

毎間、有^ニ燈樓^ハ有^ニ事時返^ハ綱

これを、「台盤所」「朝餉」の節の説明中にみえる「厨子」「屏風」「硯宮」などと比べると、清涼殿に置かれていても「御」は天皇に直接関わる特定のものについてのみ用いられることがわかる。

台盤所 三間。……中間、台盤^ハ東^ニ黒漆^ハ厨子^ハ上置^ニ菓子等^ニ。

朝餉 二間。南平敷二枚北上、東北立^ニ屏風^ハ絹屏風。夜御殿方有^ニ副障子^ハ、御屏風内外案^ニ御調度^ハ。二階一押錦。

唐匣^ハ篋^ハ一。硯宮螺鈿^ハ厨子^ハ二脚。非螺鈿^ハ只近代^ニ蒔^ハ蜜絵^ハ或以^レ薄押^ハ冠篋^ハ二、唾壺^ハ手拭篋^ハ、熨篋^ハ、几帳^ハ一。大床子

二脚一在^ニ御手水間^ハ火櫃^ハ春冬計也。円火櫃也。廻画^ハ和絵。台盤所方障子^ハ和絵。御手水間方障子^ハ画^ニ猫。

物品として扱う時には「御」の字はつかないものである。とすれば、天皇の尊嚴乃至神聖さを示す「御——」という表現は、現天皇に即して見れば、天皇自ら、自分に関わる事物に尊敬表現を用いたことになって所謂尊敬表現とな

るが、天皇は受禪以前即ち親王、皇太子の時から有識についての知識を学び、これらの名称を「御」のついた形で覚えていたものであるから、天皇となった時にも、そのままの語形で表現をしたであろうし、侍臣、女房等々全て、「御——」の語形を用いるのであるから、「御——」の形が習慣的固定的に用いられつづけることになるのである。強いて、「御」の意味を求めるならば、皇位、皇統への尊崇を天皇自身も「御」に籠めていたとも言えようか。次に述べる、装束、行事等の名称についても同様である。

(C) 服飾

服飾は冠帽、衣服、履物、及び刀、帯などの附属品をいうが、「伏見天皇宸記」には、丁度、即位の前後の部分が現存しているので、礼装に関するものが、正応元年二月二十一日の「礼服御覧」と同三月十五日「即位之儀」の記事に集中して見える。

御冠 先御冠願世持参 正応元年二月二十一日

「願世」は藤原願世で侍臣

玉冠 着白木床子着玉冠 正応元年三月十五日

御冠宮 頼藤、俊光、持参御冠宮二合 正応元年二月二十一日

頼藤、俊光は藤原頼藤、藤原俊光で侍臣

御裳 同色、有繡文 正応元年二月二十一日

「同色」というのは、「大袖」「小袖」と同色の意。この場合は「紫色」である。

御服 内藏寮御服遅進之間、数度責之 正応元年十月二十一日

「伏見天皇宸記」の敬語表現

御衣

今夜自亮殿被渡御衣御笏等、依例也

弘安十年十月二十一日

御笏

牙御笏

牙御笏 入錦帶 正応元年二月二十一日

御笏宮蓋

俊定朝臣持參御笏宮蓋 弘安十年十二月五日

御劍

次定教昇自階西掖、置弓於西方簀子、進御輿下、開輦戸、入階間、跪劍内侍前、内侍同跪授御劍於將。
授御劍之後内侍居、將入御劍於御輿、退候西方簀子 弘安十年十二月二十五日

定教は三位中将。「伏見天皇宸記」では「御劍」と「劍」とが両用されている。この日の日記の最初の部分でも「劍」となっている。即ち

廿五日辛巳 雪降、明日立春節也、仍為方違、今夜行幸西園寺第、剋限於朝餉着裝束 黄櫨染 即出南殿、内侍一人持劍前行、璽内侍在後。

御烏（セウツクン）
（シトウゴ）

赤皮、以金銅為飭 正応元年二月二十一日

御轡

白地錦一具 正応元年二月二十一日

御草鞋

次出自御帳西、此間寄腰輿、宗実朝臣持參御草鞋、至還御之時何可猷之哉、就中宗実ハ可取御劍、何取草鞋哉、仍追返之間、置草鞋取劍入腰輿 正応元年十月二十一日

宗実朝臣が大失態を演じたことが記されているが「御草鞋」と「草鞋」、また、「御劍」と「劍」とが両用されている。現存の伏見天皇宸記では、「御草鞋」の例はあまりなく、大部分は「草鞋」と記されている。従って、伏見天皇の「御」の使用状況には、ゆれのある語があることになる。「御服」「御劍」「御草鞋」などは天皇としての意識

が強く出ていると見るべきものであって、所謂「自敬表現」に数えてよい例である。

御装束 今夜御装束如出御之時 正応元年一月一日

正応二年三月二十三日には「次女院入御敷改御装束」とあり、正応三年一月一日には「此間余改装束著束帶」とあるので「御装束」の場合には「自敬表現」となる。

(D) 飲食に関するもの等

飲食に関する器具、飲食物、湯水に関するものなどで、「御」字が用いられているものを次に掲げる。

御膳 次御膳、信輔朝臣候朝夕陪膳 弘安十年十月二十一日

腋御膳 次雖可供腋御膳、依可尅限遅々略之 正応元年三月十五日

忌火御膳 早且供忌火御膳、隆良朝臣候陪膳 弘安十年十二月一日

御箸 次給臣下鯉鮓、次御箸下、臣下応之、次供咆羹、次供御飯、次供進物所御菜、次供御厨子所御菜、給臣下

御飯 飯汁菜、次御箸下、臣下応之、次供三節御酒、次一献給臣、次国栖奏 正応三年一月一日

御菜

御酒

臣下に対しては「飯」「汁」「菜」であるから、「御飯」「御菜」などは、天皇の「自敬表現」と見てよい。

御湯 頼藤出陣、仰次第司以下仮帯剣事、先之供御湯了 正応元年十月二十一日

御手水案 主殿寮昇御手水案、立巽角砌 正応元年十月二十一日

御手水具 次本役人等次第参、取御手水具退出 正応元年十月二十一日

「伏見天皇宸記」の敬語表現

御手水 於南面供御手水事未見先例、尤不審 正応元年十月二十一日

御手洗 藏人兵部輔藤原顯世持參御手洗手洗上置貫簀 正応元年十月二十一日

(B) 乗物とその乗降動作

当時の乗物は、輿と車であるが、大宝令で、「輿」は天皇の料で、「車」は臣の料と定められたが、平安時代になつて、上皇、公卿などが輿（但、腰輿）に乗り、また、上皇、東宮、皇后などが「車」に乗ることも行われた。天皇は「車」は用いず「輿」であつた。従つて「伏見天皇宸記」では、天皇は常に輿である。車は、院、女院、東宮が用いた例が見える。また、鳥羽殿に行幸し、後深草上皇とともに龍頭鶴首の船遊びの記事（正応二年三月二十四日）がある。乗降の様を示してみよう。

御輿 次鈴奏、依無少納言、右近少将藤原隆教勤之、即寄御輿、（中略）左近中将藤原朝臣師教、副御輿進立、

乗輿 兼基卿昇自階掖、取劍入御輿、次乗輿、次取璽宮入輿退下、次進御輿於中門外（中略）、御輿到待賢門、

輦戸 六位於門外下馬（中略）兼基卿進開輦戸、取出御劍授内侍内侍兩人兼居儀、次兼基卿献草鞋、下輿暫立母

輿下 屋簾前、次取璽宮授内侍、御輿退之間、入簾中着大床子 正応元年三月十五日

右の「乗輿」については、「公式令」に「車駕」^(注7)とともに「闕字」せよ、とある語である。「儀制令」^(注8)には、「乗輿」は「服御所」^ニ称^{スル}とされ、「令義解」の注では、

謂、凡物御^ニ王者。皆称^ニ乗輿御物。不^ニ敢^{ナシ}嫌^{ナシ}以言。故託^ニ乗輿。以名之。仮如。乗輿御馬。乗輿御食。乗輿御書等之類也。

とある。

鳳輿

今夜還里第、供奉人次第会集、亥終駕鳳輿

正応元年十月二十二日

「儀制令」では「車駕」は「行幸所」称とある。天皇の使用する輿は「鳳輦」（鸞輿）、葱花輦、腰輿の三種であるが、「伏見天皇宸記」に「鳳輿」の語形で用いられているのは「鳳輦」で屋形に金鳳を附けた第一の輿で、重要な晴の儀に用いられた。

腰輿（へんじ）

頃之関白参之間、即欲幸御褕帳、召腰輿之處、未張蓋、乘御之後可張之由、官称先例申之、次将等申云、

乘御

乘御之後、御輿長等可奉張之条、有其恐、又次将等何時例哉、仍猶兼張之、誠可然歟、此間及昏黒寄腰輿

正応元年十月二十一日

右の「乘御」は、臣下の詞をそのまま記したものである。

鳥羽殿での船遊びの記事では、「御船」「乗御」「下御」「御乗船」の語があるが、いずれも後深草上皇に関する敬語表現である。天皇自身は「乗」である。

次寄御船於釣殿、上皇已聞乘御之由、至釣殿即乗也、関白、右大将、皇后宮大夫、花山院大納言、中宮大夫、同

権大夫、中納言中将等乗之、侍臣等乗龍頭錦首船相従、即有舟楫（中略）及暗楽了、寄船於釣殿下御、亥以後又

御乗船、女房等多乗之 正応二年三月二十四日

(F) 天皇自身とその動作 (1)

天皇に関する尊敬表現として、漢字本来の語義において尊貴の意を表わす「聖」（聖慮、聖断、聖徳）、「叡」（叡慮、叡覧、叡感）、「天」（天氣、天顔、天裁）、「神」（神筆）、「龍」（龍顔、龍駕）、「鳳」（鳳輦、鳳詔）、「玉」（玉体、玉座）、「宝」（宝祚、宝算）、「宸」（宸襟、宸筆、宸翰）、「禁」（禁中、禁裏）、「闕」（宮闕）、「紫」（紫闕、紫庭）

「伏見天皇宸記」の敬語表現

「衰」（衰龍衰衣）、「展」（丹展、玉展）、「鸞」（鸞輿）、「詔」（詔書、詔旨）、「勅」（勅語、勅許、勅使）、「綸」（綸言、綸命）、「御」（御製、御衣、出御、還御）、「欽」（欽定）、「親」（親臨、親征）などがある。また本来の語義には、崇敬の意を含まないが、天皇に関して用いる敬語として「降誕」「不豫」「崩」「逆鱗」「行幸」「車駕」「齒簿」「内裏」「宮城」「行宮」「倚廬」「陵」などがある。^(注9)

「伏見天皇宸記」において、天皇自身に関してこの種の表現が用いられているものは、次の通りである。

宝業 去年嗣宝業之後、或蒼天現變、或諸社示災、国之生災難、身之依不徳也、仍致信心祈此事、願世属豊稔、

民悉艾安 正応元年二月二十八日

「宝業」は「皇位」であるから、皇位への尊崇の念がこめられたものである。弘安十年十一月十八日には「吾踐祚之後」とある。

詔 先直仰関白詔、関白唯称 弘安十年十月二十一日

これは「受禪」の儀式であるから「詔」となっている。通常は「仰」が用いられる。

綸旨 召願世朝臣令書綸旨了 正応五年三月二十七日

勅約 清憲僧都、去年為経被超越之間、種々歎申。仍明年可被仰之由内々勅約仁也 永仁元年八月五日

天氣 今夜女叙位（中略）執筆依天氣卷返統紙、摺墨染筆 正応元年一月八日

御目 在嗣朝臣推進参着円座 末帯 随御目進御前披書 弘安十年十一月十二日

この「御目」は、「目許」である。

御手 自西而供之時披帳後屏風、其時向西令洗御手也 正応元年十月二十一日

この日の記事に「御手洗上乍置貫簀聊洗手不嗽也」とある。右の例は注記であるので、天皇の御手洗の儀を一般的に記したものと見られる。

御前

次開辛櫃、次第取出之、入蓋置御前 正応元年二月二十一日

隨身自北方欲渡御前、閑白自簾中鳴笏追返之 正応元年十月二十一日

「御前」の例は多い。が、「前」となっている場合もある。

家教卿参、召前談大嘗会事 正応元年十一月五日

「御前」の場合は、確かな「自敬表現」と見られる。

御脇

上臈次将一人留御脇、為問名謁也 弘安十年十二月二十五日

注記の部分に見えるものであるが、「御脇」は、「天皇の御脇」のことである。

出御

今夜御装束如出御之時 正応元年一月一日

御

子半之程、内侍帰参、則御南殿、反閉在秀朝臣 正応元年二月二十七日

行幸

行幸儀如常、無闌司鈴等奏、不仰御綱、慈花、無警蹕、入御郁芳門並神祇官北門 正応元年二月二十七日

入御

幸

今夜幸官司 正応元年十月十九日

還幸

曉鐘鳴之間還幸、其儀如前、及曙之間路次雪珍重、自然之感興、過逢之時也 弘安十年十二月二十五日

還御

宗実朝臣持参御草鞋、至還御之時何可猷之哉、就中宗実ハ可取御剣、何取草鞋哉 正応元年十月二十一日

日

「伏見天皇宸記」の敬語表現

右の「出御」「御」「行幸」「入御」「幸」「還幸」「還御」は所謂「自敬表現」である。この中で、「出御」「御」の用例は少く、「出南殿」（正応二年一月十六日）のように「出」が多く用いられている。上皇に關しては必ず「出御」と記されていることから考えると、日記であるからおさえて「出」と書くことが多かったが、時々、「出御」「御」と記してしまうのは、むしろ「出御」「御」また「入御」の方を天皇は通常用いていたことを伺わせるものである。このことは、「幸」が用例の殆どであって「行」は稀であることから言えよう。

御製 入夜講和歌、題云、庭松久縁、為世卿所出也（中略）講師為実朝臣、読師内府、下読師新宰相、御製講師

御遊 右兵衛督、読師関白、披講了有御遊 正応三年一月二十日

御祈 今日召頭世、尋即位御祈間事 正応元年三月二日

御読 在兼朝臣参御読 後漢書第二 弘安十年十一月十四日

御返事 関白参対面、又西園寺大納言参、関東条々御返事間事等相談関白云々 正応元年一月二十三日

(G) 天皇自身とその動作 (2)

「伏見天皇宸記」では、天皇自身の動作等が、敬語表現なしで記されている場合も少なくない。次のものは、そうした表現の例である。

思 心中殊所喜思也 正応五年一月二十日

上皇には「思食」が用いられているので、この「思」は敬語なしの表現である。

出 出昼御座 正応元年一月八日

「出御」のところで述べたが、多くは「出」の形が用いられている。

着

着装束 弘安十年十二月五日

着椅子 弘安十年十二月五日

「着る」「着く」の意では、「着」が用いられている。上皇には「着御」が用いられている。

行角御所、御藥之間也、(中略)少時帰了 正応元年一月二日

帰

「行」「帰」が用いられているのは極めて珍しい例である。「三后」のところで述べたように、「角御所」の皇后宮を訪ねる際には「参」が用いられるのが普通である。

還

臨昏還宮 正応元年二月十四日

「幸」に対して「還」が用いられることが多い。

見

内々委見之 正応元年二月二十一日

一見

両三卷留之、為一見也 正応元年二月十八日

覧

於朝餉覧之 正応元年三月八日

歴覧

所々歴覧、暗夜之間、山頭水面無分、頗無念 弘安十年十二月二十五日

尋

召顯世、尋即位御祈問事 正応元年三月二日

宿

為方違宿角御所 正応二年二月二十一日

寢

吾独寢 永仁元年七月十日

洗髮

今夜洗髮、明且為宣命清書、重所潔斎也 永仁元年七月七日

「伏見天皇宸記」の敬語表現

沐浴 辰一点沐浴 永仁元年七月八日

(四) 天皇自身とその動作 (3)

天皇の上皇に対する動作に「参」「申」「奏」「進」などの語が用いられていることについては、既に述べたところである。「伏見天皇宸記」には、天皇自身の謙遜、自卑表現が見られる。次の「愚詠」がそれである。

愚詠

次序者右大臣置序、次殿上人次第奏和歌、次公卿置、次召講師冬季朝臣直衣如何、次読師右大臣参進着座、召為兼朝臣令重和歌、此間右大将、皇后宫大夫等参進、為講誦也、女房和歌、自西面妻戸出之、令為世卿取之参進、次披露、了講師退出、次読師撤臣下和歌、次給愚詠於関白、召别当令読之、講誦了各復座

正応二年三月二十四日

鳥羽殿へ行幸して、後深草上皇の御前で和歌の会である。「愚詠」は、父上皇を意識しての用語であるかも知れない。

なお、「参」について、伏見天皇は「行幸」と通用することを特に注記している。

今夕参内侍所、祈申天下泰平之由、今日内侍等皆有障、仍内侍所御供典侍親子権大納言典侍、参参行幸、仍通用之

正応二年三月一日

(I) 行 事 名

宮中の行事名には、「御薬」「御贖物」「御馬御覧」「礼服御覧」など「御」の付せられた語形で固定しているものがある。臣下が最初、天皇、皇后、皇太子等に対して用いたものが、呼称となったものであろう。

「伏見天皇宸記」に見える行事及びそれに関連する語例を挙げてみよう。

御葉 戊剋供御葉如例、後取宗成朝臣、陪膳權中納言典侍、使送伊与美濃、於朝餉供御膳、御齒固如例 正応

御齒固 五年一月一日

御贖物 次自巽一間巫子四人獻御贖物、節折命婦伝取之供之四折敷、先御手巾、次輿形、次解繩、人形居一折敷、次散米、

正応元年十月二十一日

礼服御覽 今日礼服御覽也 正応元年二月二十一日

御馬御覽 入夜臨時祭御馬御覽也、左右馬寮各五疋進之 弘安十年十二月四日

御禊 此日為祈御禊日晴 正応元年十月十五日

御禊行幸 今夕御禊行幸女騎料馬覽之 正応元年十月十日

御月忌 依為御月忌、辰剋参西郊乘輿 永仁元年六月九日

七、関白以下の臣下についての表現

天皇が日記に臣下に関することを記す場合に、(A)天皇が臣下に対して行なう動作、行為を述べる場合と、(B)臣下が天皇に対して行なう動作、行為を述べる場合とがある。(A)は天皇に動作行為の主体がある表現であり、(B)は臣下に動作、行為の主体がある表現である。

「伏見天皇宸記」では、関白以下の臣下の動作、行為に対しては尊敬表現は一切用いられていない。これは王威の尊嚴を自覚した文体であると言えよう。ただ、人物の呼称には、段階があり、官職の低い方から順に(1)呼びすて、(2)

「伏見天皇宸記」の敬語表現

朝臣を添える、(3)卿を添える、(4)関白、大臣は、官職名のみというようになる。

(1) 人名呼びすて

先御冠頭世持参 正応元年二月二十一日

俊光奏明日行幸間事、頼藤奏感神院所司等申 正応元年二月二十六日

藤頼世、藤俊光、藤頼藤、は藏人。

(2) 人名の下に朝臣をつける。官職名を加える場合もある。

宗実朝臣持剣、信冬朝臣持璽宮 弘安十年十月二十一日

頭中将宗実朝臣参進開輦戸 正応元年十月二十一日

公卿中宮大夫藤朝臣公衡、侍従源朝臣憲雅、皇后大夫藤原朝臣為方、右大辨藤原俊定朝臣等也 正応元年十月十

九日

(3) 人名の下に卿をつける。公卿の場合のみ。官職名を加える場合もある。

公衡卿参、旧記等少々持参 正応元年二月十九日

右大將源通基卿、権大納言藤原信嗣卿、皇后宮権大夫公衡卿等着円座 正応元年二月二十一日

(4) 関白、左右大臣及び内大臣は常に官職名のみで、名などは記さない。特定の人物であるからである。

関白参 正応元年二月十三日

今夕叙位、左大臣執筆、亥剋許参向 正応元年十一月二十一日

叙位儀、執筆右大臣、執宮文人権大納言実家卿、公孝卿、権中納言実重卿也 正応元年一月五日

内辨内大臣、近衛引陣之後、内辨着靴着宜陽殿元子

正応元年一月十六日

(A) 天皇の臣下に対する動作、行為の表現

天皇の臣下に対する動作、行為の表現の中で、注目すべきことは臣下に対する発言に「仰」、臣下へのものの授与に「給・賜」、臣下を呼び寄せるのに「召」が用いられていることである。(1)仰、(2)賜・給、(3)召の順に述べてみよう。

(1) 仰

「仰」は、漢字の字義は、「首をあげて望む。見上げる。」意である。即ち「あおぐ」である。そこから下位の者が目上の者に対する尊敬の意をあらわす(仰足_ミ以事_ニ父母_一〔孟子、梁惠王上〕)。また、そこに、上位者から下位者に命令する意に用いることになる。「おおせ」である(詔定_ニ三格礼儀体式_一、亦仰_ニ議之_一〔漢書・文帝紀〕)。その注に「仰議、猶言_レ議_ニ於朝也_一」とある。^(注10)とすれば、公事のことばとしての「仰」字は、敬意もしくは莊重、嚴重などのニュアンスのあるものであったかと思われる。

穂田定樹は、「御堂関白記」の「仰」字について、「おほす」と見て、その用法に三種あるとしている。^(注11)

① 単なる関係規定の用法、その一様態としての尊敬待遇の表現。(例、「道長ノ家司源高雅出家」依_レ思_ニ仏道_一仰_ニ任_レ可_レ心由_一。〔寛弘六^{8/28}〕)

② 尊者の代行、被支配の行為を高める用法

③ 「被仰」相手の用法

「伏見天皇宸記」では、天皇の臣下に対する発言は大部分が「仰」字で記されている。たとえば、

「伏見天皇宸記」の敬語表現

先直仰関白詔 弘安十年十月二十六日

今日、西園寺大納言、権大納言聴直衣、以後定朝臣仰之 弘安十年十一月二日

今日仰在兼朝臣於説事 弘安十年十一月七日

以此状欲仰合関白之处、参亀山殿云々 正応二年二月十五日

召雅俊、仰栗太郎家駅家以下事、所詮東西兩塔確執猶非無怖畏、弃勢多宿直可着甲賀之由、勅使内々令申之間、以其趣可仰座主并国司等之由仰含了 永仁元年七月四日

既に述べたように院の天皇に対することばには「被仰」が用いられているが、「仰」には敬意が伴っているかどうかを考えてみる。「伏見天皇宸記」に次の例がある。伊勢神宮への参拝勅使が帰参した報告の記事である。

戊剋勅使帰参着殿上、以俊光朝臣奏御願平安之由、此次内外宮禰宜各進奏状一通、仰聞食之由、永仁元年七月十六日。

右の「御願」は天皇の御願であり、「仰聞食」は、天皇の「仰」即ち「御願」を太神宮が「聞食」即ち納受されたということである。「仰」＝「御願」で、天皇の「宣命」に対する敬意がこめられている。伏見天皇の例ではないが、「花園天皇宸記」に見られる次の例も同様で、「仰」には敬意がこめられていると解される。

遣状於前関白、申可注進朝勤行幸次第、又遣状於関白、申可注進同次第之由、是皆依院仰也 正和二年十二月十二日
この前日の記事には、

今夜於院朝覲行幸内々習礼也、院御物語次被仰云、予乗輿之時先脱草鞋、職事取之、是非正儀、只直可乗輿、所脱弃草鞋職事取之云々 正和二年十二月十一日、裏書

とある、なお、十五日の条には、十二日に「遣状」と書かれていることが

前関白注進朝餼行幸次第是先日依仰遣也

とある。

「仰」が名詞として「おほせ」である場合には、尊敬表現である。「被仰」は「おほせらる」で尊敬表現である。

「仰」が「おほす」である場合には「天皇の意志を臣下に伝達する」意と考えられる。勿論「仰」は、当時の貴族の日記にも公事の記事によく用いられている語である。たとえば、勘解由小路兼仲の「勘仲記」を見ると、

執筆以官人召予、立床子令持笏於弁侍、参軼仰云、今日可被行叙位、令召仰諸司ヨ 予微唯退、取笏乍立仰史康有之後、如元着床子、次召大外記師頭、可候文書之由被仰、次大臣已下進立弓場（中略）執筆召予、参進、入内一加階勘文之由有仰、予承仰々外記、弘安十一年三月八日

右の記事で、「執筆」は内大臣である。「勘仲記」では「内大臣殿執筆」と書かれている。従って、「仰云」「被仰」「有仰」「承仰」の「仰」は全て内大臣の仰であるから、この時、右少弁（元藏人）の兼仲（正五位下）は内大臣に對する敬意を示しつつ日記を書いているのであるから、当然、これらの「仰」は敬意を含むものと見なければならぬものである。次に、兼仲が史康有や外記に對して「仰」を用いていることは、どう考えるかと言えば、これは、上意の下達であって、執筆の仰をそのまま受けて更に下位の者へ伝達するのである。公事、朝餼における上意の源は天皇であるから、そうしたことばとして「仰」が用いられたと見ることができよう。

なお、当時権中納言皇后宮大夫であった西同寺公衡（一二六四—一三二五）の「公衡公記」^{（註13）}の記事には、「仰」と「下知」とにはっきりした区別のあったことを示す記述が見える。

「伏見天皇宸記」の敬語表現

頭内藏頭軾仰云、(中略)正四位下丹波光基可為施藥院使、左衛門少尉藤原行繼^(X可)可為檢非違使者此次返上任人折幣、職事退、檢非違使事、事了後可下知歟(中略)仍以官人召弁仰檢非違使事、抑施藥院使事同可仰弁、而都以忘却、蒙々不仰之、大失也、(中略)次召外記仰叙留事、又施藥院使事同仰之是又大失錯也、為恥不少、併所思宜也、專不可仰外記、可下知官事也、弘安十一年二月十日。

右の記事で、「下知」は「官」(太政官)に對し下命通告することである。これに對して「仰」は公事、朝儀の中での上意下達行為をいうことがわかる。してみると漢字「仰」の持つ本義は宮廷社会において保たれつづけたと言えよう。

以上を通して、天皇の臣下に對して用いた「仰」には、尊者であることの自覺と皇位の尊敬を示す意識があると言ふべきであろう。

(2) 賜 給

「賜」は、「たまう」で、卑者に「あたえる」(於卑者曰賜〔礼・少儀・注〕、「めぐむ」(賜猶恵〔公羊・傳・二注〕)、また、「たまもの」(賜、恩恵也〔儀礼、士喪礼注〕)である。「給」は「たまう」「あたえる」「賜与する」(王公大臣、有勳德者特給之、〔晉書、輿服志〕)である。伏見天皇宸記では「賜」と「給」とは同じに用いられている。

賜 今朝遂昇殿輩十五人、注之賜俊定朝臣了 弘安十年十月二十五日

給 給愚詠於関白、 正応二年三月二十四日

返賜 臨時祭定、信輔朝臣於朝餉御簾前書定文、先奏例文留例文返賜柳宮、次書定文一通使舞人陪從事、一通裝束事、奏之、覽了副例文返賜、退出 正応二年三月二日

返給 今夜臨時祭定、信輔朝臣參朝餉簾前奏例文置柳筥留例文返柳筥、次書定文、書了奏之、居柳筥覽了相具例文返給、

退出 弘安十年十一月二十七日

右の例文では、「覽了相具例文返給」とあるが、注記の中に「留例文返柳筥」と「給」字なしに「返」と書かれて
いるところがある。通常の表現であれば「返」であるが、尊者である天皇が臣下に柳筥を返すのであるから、単なる
「返」ではなくて「返給（賜）」とあるべきところである。即ち「給」（賜）字は、天皇としての動作であることを示
す語なのである。

賜祿 近衛使宗冬朝臣參、於弓場辺賜祿、拜退出 正応元年二月四日

給祿 近衛使兼行朝臣參、於弓場給祿、舞踏退出 弘安十年十一月八日

右の「賜祿」「給祿」は、勿論、天皇自ら与える行為をするわけではない。侍臣や藏人が代行するのである。

今夜行昭僧正二間初參也、侍臣藏人等差脂燭、於透渡殿辺給祿、賴勝賜了 弘安十年十一月二十四日

従って「賴勝（賴藤カ）賜」となるのである。

下賜 此間下賜硯宮蓋申文於執筆々々膝行參進、賜之復座 正応元年一月八日

天皇が臣下に対して用いた「賜」「給」は、「仰」と同じく尊者の行為としての重々しき、威嚴を伴うものであった
と見るべきであろう。なお、「返給」は公事用語として「公衡公記」にも見えるが、自分の動作を「返賜」と記した
例はない。「賜」は天皇の用語なのである。それが漢字「賜」の本来の用法である。

予以藏人、外記受領拳可持參之由仰之、（中略）外記書拳持來、予見之返給名字外記書入之、可書入之由仰之也、次
加封返上召使持來之、相具筆、予封上加片名返給筆 公衡公記 弘安十一年二月十日

(3) 召

「召」は「長上の者が目下の者を呼びよせる」意で「めす」である（父召無諾、先生召無諾〔礼記・曲礼上〕）。天皇が必要があって臣下を呼びよせる場合には「召」字が使われている。

召有光朝臣問之、実也、弘安十年十一月六日

家教卿参、召前淡大嘗会事 正応元年十一月五日

夜陰右大臣参、召前問大嘗会神供問事、即秘書等隨身之、於常盤井殿献覧云々、仍召覧之、法性寺入道自筆也、誠殊勝也 正応元年十一月十四日

「召覧」は「天皇が自分の前に持ってこさせて、それを見る」意である。

なお、「召」には、臣下に対するものでなく、自身の「乗る」「履く」などの行為に用いられる場合がある。「召腰輿」（正応元年十月二十一日）、「召御草鞋」（勘仲記 弘安十一年二月二十七日）、「被召御沓」（公衡公記 弘安十一年一月十四日）などの類である。

「勘仲記」に、「主上召舍人」などの表現が行われていることからみて、「召」には尊敬の意があることは確実である。

主上着御々拝座異向、於大床子下召御草鞋白、藏人頭献之、次藏人頭献御笏、次御拝両段再拜、次主上召舍人二音、今度高大召之、延久仁治不聞程召之、大舍人四人称唯幔外、勘仲記 弘安十一年二月二十七日

(B) 臣下の天皇に対する動作、行為の表現

臣下の天皇に対する動作、行為の表現の中で、天皇に対する発言行為には「申」「奏」、宮中、天皇の傍へ来るこ

とは「参」、天皇の傍に、ひかえていることは「候」「祇候」「侍」、天皇にものをささげる行為には「奉」「献」「進」「供」などが用いられている。いずれも臣下が天皇に恭敬の心を示して動作するさまをあらわす語である。これらを(1)申・奏(2)参、(3)候・祇候・侍・(4)奉・献・進・供の順に考察してみよう。

(1) 申・奏

まず、「申」は、「書をもって上官に告げる」意であるが、(申、以書告上也〔六書略〕)、口で言う場合にも用いられた。「伏見天皇宸記」では、臣下の天皇に対する発言の殆どが「申」字で記されている。

藤大納言申云、統古今沙汰之時、民部卿入道有申旨、依之故大納言入道統拾遺之時、撰中古以来之歌了、於所存者同前、誠上古歌、代々集被撰殘為下品物歟云々、為兼卿申云、近日專被纂古風、尤可被撰上古以来歟。隆博卿申旨同之、永仁元年十月二十七日

これは、「玉葉集」勅撰下命に際して撰者らが意見を申し述べたものである。なお、この議題は「一、時代自何比歌可被撰栽培」であった。

関白参台盤所申云、一昨日節会御装束有違例之事、装束所弁為俊朝臣、昨今乍出仕、節会日不出仕、自由之至尤狼籍、召尋所存之處、無陳方、正応元年一月三日

発言内容が「申云」の形で記されていることが多いが、次のように「申曰」になっている例もある。

丑剋許、俊光参申曰、宮文公卿今一人不足、尋例於外記之處、永曆叙位公卿一人不足、以職事執宮文云々 正

応元年十一月二十一日

次に、「奏」は「すすめる。申しあげる」(奏、進也、〔説文〕)であり、また、「申しぶみ。上奏文」(上書謂之奏〔論

「伏見天皇宸記」の敬語表現

衡、対作」である。「伏見天皇宸記」では、宣命草、宣命清書、院宮御申文、白馬奏、外任奏、闕官帳、解除詞、指図、古文、祭祇の例文、定文、申状、吉書などが「奏」されている。が、公事、重要事件などを藏人が奏上する場合や、伝奏が取り次いで天皇に言上する場合にも「奏」字が用いられている。

武家使者二人参、申南都間事、仲兼奏之 正応五年一月五日

成勳勅使帰参着殿上、以俊光朝臣奏御願平安之由、 永仁元年七月十六日

文書の例も一・二を挙げておく。

左右御監奏白馬奏、内大臣付内侍奏之、不返給置机上、 正応三年一月七日

上卿權大納言良宗卿、以俊光奏宣命草、件草昨日内々見之處、文章等不思議之間、条々可直之由仰了、少々雖改之、猶不甘心、然而可遅々之間、只一句改之由仰了、頃之。奏清書 永仁元年七月八日

右の例は、天皇が宣命草案の文章が気に入らず書き直しを命じている箇所である。

(2) 参

「参」は「もうでる。謁見する」(参、参承、参観也〔広韻〕)である。

「伏見天皇宸記」では、臣下が宮中に出仕することを「参」字で表わしている。

入夜、関白参、問神祇官行幸之時召舍人等間事 正応元年二月二十四日

今夕下名、依上卿不参延引 正応二年一月十八日

このほか、「参集」(公卿等参集 正応二年一月十六日)、「参入」(守助僧正参入 正応二年一月十四日)、「参進」

(読師右大臣参進着座 正応二年三月二十四日)、「持参」(宗継朝臣持参蹴鞠一卷秘書 正応二年三月八日)等に「参」

が用いられている。

(3) 候、祇候、侍

まず、「候」は「さぶらう。高貴な人又は客に奉仕する。」（候人、道路迎送賓客者〔伝〕）であり、「祇候」は「つしみうかがう」である。「伏見天皇宸記」では、「候」「祇候」とも宮中の公事などに仕出しているさまを述べるのに用いられているが、「祇候」は天皇の御座などの傍に控えている場合である。

関白候御簾 弘安十年十二月五日

宮司等、権亮藤実永朝臣、大進藤頼藤、権大進藤定房、同顯任、同雅俊、少進三善遠衡等候御興辺、

正応元年二月八日

内侍二人候妻戸内左右 正応元年二月二十七日

祇候 関白今日暫祇候 正応二年一月十六日

今日仲兼朝臣、仲親、雅俊等奏事、以権中納言聞之、此間、春宮大夫、中宮大夫等不出仕之間、雖非伝奏之仁、就祇候令伝奏也 正応五年一月二十四日

次に、「侍」は、「はべる、さぶらう。目上の人の傍近くに居る」(侍、陪側也〔六書故〕)であるが、「伏見天皇宸記」では、この意味では「候」が用いられていて、「侍」は「侍御読」のような限られた用例のみである。国語史上の「侍り」と「候ふ」の交替現象のあらわれと見ることもできるが、「侍御読」の「侍」は「ジす」を表記したものである。

侍 在嗣朝臣^{於カ}朝餉、侍御読 弘安十年十一月十二日

「伏見天皇宸記」の敬語表現

「候」「祇候」「侍」は、下の者（卑者）が上の者（尊者）の傍にかしこまって、うやうやしく居るさまを言うのであるから、尊者である天皇が卑者である臣下の所作に用いれば、所謂尊敬表現になる。「候」に対して待遇関係を示さない普通の語として「居」が考えられるが、「伏見天皇宸記」には、皇后宮の角御所の様子を記した部分に「居」が用いられている例があるので、次に示しておく。

秉燭之間行角御所、御藥之間也、昼御座西面庇立屏風廻、御座西方立三尺几帳、庇御簾懸□□几帳、陪膳女房宣旨、役送下藤二人上髪、其儀同例、台盤所女房四人居之、朝餉次二間、上藤女房二人居之、少時帰了、
元年一月二日 正応

(4) 奉・献・進・供

「奉」は、「うけささげる」意を本義とし、「天子、神仏などのことに対する敬語」となったものである。「献」は「犬を宗廟に供える」義から、「君に物を奉る。ささげる」（献、是奉上之辞〔書、洛誥疏〕）意となった。「進」は、「すすむ、のぼる、つかえる」義から「たてまつる。ささげる」（侍、飲於長者、酒進則起〔礼、曲礼上〕）にも用いられた。「供」は「供給する。設くる。そなえる」義であるが、「進」「恭」に通じて用いられた。

「伏見天皇宸記」では、「奉」は、「奉仕」「供奉」などの形で用いられている。

奉仕 藏人奉仕御殿御装束 弘安十年十二月五日

供奉 除目、公卿等供奉之間 正応元年二月八日

「献」は、漢字の字義通りに使われているが、「進」が「献」と同様に用いられている場合もある。

献 兼基卿献草鞋 正応元年三月十五日

進

女房取宮蓋伝傳、傳猷之、余取之 正応三年一月一日

俊定朝臣進草鞋 弘安十年十二月五日

執筆取之気色関白。即進簾下進之 正応元年二月八日

「供」は「御手水」「御湯」「御膳」などに限られている。

供御膳、御齒固等如例 正応元年一月三日

次可供御手水之由、関白催之 正応元年十月二十一日

以上のほか、臣下の天皇に対する動作行為の表現の中で、注目すべきものは、次の「拝賀」である。

俊定朝臣、俊光等拝賀、奏吉書、 弘安十年十二月十六日

天皇の用語に所謂「尊敬表現」というべきものが用いられていることは、その都度指摘してきたところであるが、右の「拝賀」も、定まった用語ではあるが、その一つに数えることができる。

八、神仏についての表現

神仏に関しては当然尊敬表現が期待されるところである。「伏見天皇宸記」では、神、祭祀、仏事などに関して、次のように表現されている。

(1) 神事に関する表現

渡御 内侍所渡御 正応元年十月二十二日

「伏見天皇宸記」の敬語表現

御神樂 内侍所御神樂 弘安十年十二月十五日

御座 神木又御座金堂 正応五年一月十八日

入御 神木入御法成寺 正応五年三月十三日

聞食 内外宮禰宜各進奏狀一通、仰聞食之由 永仁元年七月十六日

「聞食」は神が天皇の御願を聞食した意。

天皇の神に対する動作には、「参」「申」などの語が用いられている。たとえば、

参 今夕参内侍所、祈申天下泰平之由 正応二年三月一日

祈申

祈謝申 勅使度々延引事、祈謝申神宮也 永仁元年七月四日

なお、「伏見天皇宸記」には、大嘗会御禊の記事が正応元年十月二十一日の条にある。ここには「御禊幄」の語があり同月十九日条には「御禊行幸次第」、同十二日には「大嘗会御禊点地」の語が見える。

(2) 仏事に關する表現

御修法 今夜行照僧正率伴僧八口、為御修法御加持参二間除目御修法也加持了退出 正応元年二月八日

御加持

御読経 今夕月蝕、於南殿御読経事、上卿良宗卿、今夜東宮大夫、民部卿、右兵衛督、新宰相等参籠 正応三年

一月十五日

御祈 覺濟僧正勤御祈 正応三年一月十五日

御齋会 御齋会講師、南部乗信、依衆徒抑留 正応五年一月六日

御仏事 午尅懺法如例、房珍調声、御仏事相続行之、導師寛円、本尊普賢、准后沙汰也、 永仁元年六月八日

仏事に関することには「御」を冠して表現されているが、これは神事の場合と異り、その仏事が天皇や准后のためのものであるために「御」が冠せられるようになったものである。なお「御齋会」は年中行事名にもなっているで、「御」のついた語形が慣用され行事名として固定したものである。

九、天皇の発言

漢字で書かれた「伏見天皇宸記」の中に、平仮名、片仮名がごく稀にまじっているところがある。それは、発言をそのまま写している箇所である。たとえば、

次内弁召舎人、二音、次少納言就版、内弁宣、喚侍従、大夫達召せ、次少納言称唯退出召之、(中略) 内弁仰云、敷居ム、群臣再拜、謝座了 正応元年一月十六日

公事、祭祀などでは、儀礼が厳重に定められていたので、天皇をはじめ貴族達は、有職を熱心に研究した。古日記、各家の秘書などによって、儀式の次第、装束、用語などを身につけたのである。そして自分の日記に儀式の模様を精細に書き留め、詳細な注をつけた。「伏見天皇宸記」の記事は、臣下の「公衡公記」、「勘仲記」などに比して、儀式の記述はやや簡略な感じがあるが、正応元年二月二十七日の「伊勢幣神祇官行幸」の記事は詳細であり、儀式における天皇の発言も記されているので、次に全文を示してみよう。但し、この記事には「裏書」があるが、裏書部分の記事は省略する。

「伏見天皇宸記」の敬語表現

廿七日壬午 天霽、今日伊勢幣神祇官行幸也、戊剋申事具之由、先之、内侍為褰幣向神祇官、未歸參之間仍遲々、為劍璽役待之也、頻雖相催、已及子剋、是則今日幣料、官無沙汰之故也、及晚自院被責為俊朝臣云々、子半之程、内侍歸參、則御南殿、反閉在秀朝臣、先之奏宣命草並清書、上卿權大納言藤原朝臣実、行幸儀如常、無鬪司鈴等奏、不仰御綱、慈花、無警蹕、入御郁芳門並神祇官北門、於門外官人獻大麻、御輿寄北舍北面第二間壇下、地上敷薦、公卿權大納言藤原臣実、左大將藤原朝臣、權大納言源朝臣具、權中納言藤原朝臣良、右衛門督重、參議左近中将藤原朝臣実、役劍璽、別当源朝臣參議忠、藤朝臣口、左大弁等列立東幔内北上西面、内侍二人候妻戸内左右、左近中将藤原朝臣執劍授内侍之後、下輿、御輿入御之後闕北門、次取璽授内侍、即着大床子、其路敷筵道、劍璽置大床子左端、璽宮上臈内侍伝取置之、内侍置劍璽之後、退候東北角妻戸内、次五位藏人等運置御調度等、次移着平敷御座着帛裝束、權中納言藤原朝臣奉仕之、無文冠、無文巡帶、單、下襲、半臂、袍、皆白、平絹練張、裝束了又着大床子、供御手水、陪膳信輔朝臣、於役送顯世、頼藤役之、次着御拝座、巽向、於座後脫草鞋、信輔朝臣獻笏、次拝阿段再拜、次召舍人、二音、延久仁治微音被召之、正元高声被召之、依為本儀、今度高召之、大舍人四人称唯退、少納言兼有進跪版南、仰云、中臣忌部召せ、少納言称唯退、中臣忌部卜部、号後取、入自東南幔門列立版位下、仰云、忌部参来、忌部参上、入自東第一間取外宮幣授後取、又取内宮幣復列、次仰云、中臣参来、中臣参進跪地上、依重召令鳴笏也、昇南板敷平伏、仰云、能申天奉礼、中臣称唯退、三人同退出、次返賜笏、於本座脱帛裝束改着本裝束、此間上卿於東舍給宣命於使王云々、仰信輔朝臣令見御幣発遣、発遣之後還宮、無警蹕鈴奏名謁、官方奉行幣料被下遅々間、発遣及寅終、仍還宮及暁天、官無沙汰之至、尤為奇怪、

ここに見える天皇の発言「中臣忌部召せ」「忌部参来」「中臣参来」「能申天奉礼」は儀式のきまり文句であるが、天

皇自身の口から発せられたことばである。この日の記事を「勘仲記」から抜き出してみると、更に明確になる。

次主上着御御拝座異向於大床子下召御草鞋白、藏人頭献之、次藏人頭献御笏、次御拝両段再拜、次主上召舍人二首、今度高次召之、延久仁治不聞程召之、大舍人四人称唯幔外、少納言兼有参跪版、幔外、勅曰、中臣忌部召せ、称唯退、次中臣忌部卜部入東南幔、列立版位下北西西上各立之^{定カ}、勅曰、忌部参来、忌部称唯参上、脱沓昇長押、就幣下膝行、指笏取外官幣、可拍手、於長押端授後取、令復列、忌部更帰取内官幣、下自長押、着沓復列、次勅曰、中臣参来、中臣祭主定世朝臣参上、候板敷南端平伏、勅曰、能申奉、称唯退下毎度勅定分明聞云々、次三人退出自幔、先忌部、次卜部、次中臣、次返給御笏、次召御草鞋、次於平敷御座令脱帛御装束給、此間上卿西園寺大納言実兼、移着束座、召使王給宣命幣発遣了、還御大略及晝漏云々 勘仲記 弘安十一年二月二十七日

これによって、伏見天皇が高く大きな声を発し、参列の者に「分明」に聞こえたことがわかる。『史料大成』では「能申天参礼」となっているが、「勘仲記」では「能申奉」になっている。これは、儀式用語のきまり文句で「よく申して奉れ」である、史料大成本の誤植である。たとえば、後醍醐天皇の「建武年中行事」^(註14)の九月十一日例幣行幸に次のように記されている。

帛の御服をくられうまうく、奉りて御褌の御ぎにつかしたまふ。御しやくめしてまづ御拝あり、つぎにとねりをめす。まず二ころ、少納言まゐりて版につく。中臣忌部めせと仰せらる。(中略)次に中臣をめす。中とみ祭主つとむ。参りて御幣おきたりつる案の下にひざまづく。よく申してたてまつれと仰せらる。中臣唯称していづ。

また、「御即位由奉幣部類記」^(註15)の久寿二年(一一五五)十月十一日の「外記祐安記」には、後白河天皇の即位の後、の伊勢神宮への奉幣使の記事で、全く同じことばが記録されている。

「伏見天皇宸記」の敬語表現

其後着御々座。南西。召舎人。二声。大舎人称唯、少納言通能鼠越着束□□□□忌部召セ、称唯退出、(中略)、勅。中臣参来、参上跪御前、脱沓。勅。吉申天奉レ、称唯退、

こうした儀式の次第と用語は古く定められ、そのまま伝承されたものである。たとえば「参来」の用例は、「延喜式」に見ることができる。

ト訖奏聞、其日平旦預執_ニ奏文_一、納_ニ漆函_一置_ニ案上_一、候_ニ於延政門外_一、即副已上。執_ニ奏案進_ニ大臣_一。大臣昇_ニ殿上_一。宮内省入奏、訖出召_ニ神祇官_一、称唯伯与副若祐_{カミヘノリョウ}、昇_ニ案入置_ニ庭中_一、勅曰、参来、伯称唯共昇_ニ案_一、置_ニ殿上簀子敷上_一、中臣官便就_ニ版位_一、自餘退出、内侍取_ニ奏文_一奉、御覽畢。勅曰、依_ニ奏行之_一、大臣称唯。次中臣官称唯退出、
關司_{ミカドツカサ}昇_ニ殿撤_ニ案置_ニ家中_一、神祇官昇出。卷一 四時祭上 ト御体_{ミタテ}

つまり、天皇上位の表現「参来」「召セ」などの淵源は古く、儀式において十世紀以前からのものが十四世紀、更にその後も行われているのである。

ついでに言えば、宸記に見える内弁のことは、「大夫達召セ」「敷居ム」なども決まり文句である。また、宣命も既に雛形があった。それを普通は利用するのであるが、伏見天皇は、文章が気に入らないとして権大納言良宗に書き直しを命じている。既に一部を引用しているが、ここには天皇が八日の朝、沐浴し身を潔めて宣命を清書するところからその記事を示してみよう。

八日晴辰一点沐浴。即着直衣引陪木、張袴、今朝餉_{出カ}清書宣命、硯筆墨料紙等、自行事所調進之、此間、殿上五位六位藏人等運置神宝於御殿、清書了覽之、帰入之後撤了、即垂御簾、覽神馬毛付、次将親平朝臣、関白候簾中、此間内記道名遅参、俊光朝臣頻催促、及教剋内記参、上卿権大納言良宗卿、以俊光奏宣命草、件草昨日内々見之處、

文章等不思議之間、条々可直之由仰了、少々雖改之、猶不甘心、然而可遅々之間、只一句可改之由仰了、頃之、奏清書、永仁元年七月

この記事は、宣命の文章が、単なる形式化したものではなくて、天皇の意志によって修正された場合のあったことを示しているし、公にされる宣命は「天皇のことば」にはかならないことをも示している。「伏見天皇宸記」には見えないが、宣命に所謂「自敬表現」の多い理由を起草者の立場からの敬語表現の加えられた文章であるとすることに對して、そうした文体を天皇自ら認め承知して公にするものである経緯を示す資料として注目すべきものである。

十、おわりに

以上の考察によって、「伏見天皇宸記」の敬語表現には、次の諸点が認められる。

- 1、上皇、特に父上皇に對しては、極めて高い敬意をはらった表現が行われている。即、上皇に關することには尊敬表現を用い、上皇に對する天皇自身については謙讓表現を用いている。
- 2、三后、准宮、皇太子には、相當の敬意をはらった表現をしている。
- 3、関白以下の臣下に對しては、君臣の秩序を明確にした表現を行っている。臣下に對しては尊敬表現を一切用いないだけでなく、天皇の臣下に對する動作、行為には、天皇上位の表現・尊敬表現を行っている。また臣下の天皇に對する動作、行為にも天皇上位の表現、臣下の謙讓表現をもって書き記している。つまり、所謂「自敬表現」が行われているのである。

「伏見天皇宸記」の敬語表現

4、神仏に関することについては、尊敬表現をもって述べ、天皇自身の動作、行為に謙讓表現をもって記している。

最後につけ加えるならば、所謂「自敬表現」は、君臣の身分秩序社会を言語の上にあらわしたものである。明神としての天皇の尊厳と王威を示すことが所謂「自敬表現」である。それは唐の制度に倣った古代の律令制度以来の厳重な儀礼の中で生きてきた天皇のことばであった。源氏物語など平安朝女流文学に天皇の「自敬表現」が殆ど見えないのは、そこに描かれる天皇が律令体制の最高権力者としての天皇ではなく、最高権力を摂政や関白に専断された力弱き天皇であって、愛や憎しみの世界における人間として描かれているためである。鎌倉時代における天皇像は、順徳院の「禁秘御抄」に示されている。全体を通じてみられるのは、天皇の尊厳性、絶対性の自覚を促す教えとその細かな事項への注意であるが、その一つに「可^レ遠^ニ凡^ニ賤^ニ事^一」の章がある。「天子者殊^ハ可^レ被^レ止^ニ御身劣^ニ」で始まり、供御の陪膳に侍する者の選別、御持僧は「貴種人可^レ聴^レ之^一」、しかし、「御装束ナドハ不可^レ懸^レ手、御衣内侍已上聴^レ之^一」と極めて厳重に身分をわきまえた行動を臣下にとらせることを示している。そして礼法の練習においても、天皇は天皇以外の地位に立つてはならないと戒めている。「内々習礼等、白地主上不可^レ為^ニ臣下^一」。高倉院御時、張兒為^ニ主上^一不吉事云々。況御身為^ニ臣下^一「太禁事也」そして、

無^ニ左右^一出^ニ簾外^一見^ニ万人^一事、能^ニ々不可^レ然、在^ニ簾中^一之条、在^ニ寛平遺誠^一、但^ニ幼主時^一如此事、不可^レ能^ニ制^ニ申^一但^ニ下劣事^一返々可^レ有^ニ用意^一。

と、天皇の日常的な挙措に及んでいる。こうした誠めを、同じ「禁秘御抄」の中の「御書事」に記された「天子御書、惣不^レ書^ニ御名^一、雖^ニ父王^一不^レ書^ニ恐々字^一」の言と思ひあわせる時、そこに、ことばにおいても「凡賤」のことばならぬ、高貴、尊厳な明神天皇としてのことばがあったはずだと考えることは必然の帰結となるであろう。そして、その

天皇のことを「凡賤」(天皇ニ近侍スル者ニツイテハ)凡卑限ニ六位藏人下臈女房也(可遠ニ凡賤ニ事)のことばと異ならしめるものは何かと言えば、所謂「自敬表現」の使用がまさにそれに当たるといことになるのである。

注

(1) 尾崎知光「所謂自敬表現について」名古屋大学文学部論集 第十輯 昭和三十年

(2) 天皇のことば——鎌倉時代の宸記・宸翰の『自敬表現』を中心に——『藤女子大学 国文学雑誌 16』昭和四十九年十月

。「平家物語(寛一本)の『自敬表現』」『野田教授退官記念 日本文学新見』笠間書院 昭和五十一年三月

。「自敬表現のゆくえ——ロドリゲス『日本文典』の自敬表現記述から古代的自敬表現の終焉まで——」『国語と国文学』第58巻第8号 昭和五十六年八月

。「徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現——ロドリゲス『日本文典』の自敬表現記述の背景探索——」『北海道大学文学部紀要』三十一—二 昭和五十七年三月

。「文体としての自敬表現」の本質——豊臣秀吉文書の場合——『金田一春彦博士古稀記念論文集 第一巻 国語学編』昭和五十八年十二月

。「天皇のことば——源氏物語の場合——」寺本直彦編『源氏物語』とその受容 右文書院 昭和五十九年九月

北大文学部紀要

(3) 『列聖全集 6 御撰集』大正六年

(4) 『列聖全集 6 御撰集』

(5) 『統群書類従 卷第三〇七』

(6) 前掲「天皇のことば——源氏物語の場合——」

(7) 「公式令」「儀制令」とも、延喜式。『新訂国史大系 第二十六卷』所収

(8) 『新訂国史大系 第二十二卷』

(9) 帝国学士院『皇室制度史 第六卷』第一編天皇第二節 敬語及び書式 第一款 敬語 昭和二十年三月刊

(10) 漢字の字義用例は諸橋徹次『大漢和辞典』による。以下の漢字についても同じ。但、仮名遣は現代かなづかいに改めた。

(11) 穂田定樹「御堂関白記・小右記の敬語・敬語表現(その一)」岡山大学教育学部研究集録48 昭和五十三年

(12) 『増補史料大成』昭和四十年 臨川書店

(13) 『史料纂集 公衡公記 一』昭和四十三年 『同公衡公記 二』昭和四十四年 統群書類従完成会

(14) 『列聖全集 6 御撰集』

(15) 『統群書類従 卷二七一』

(16) 『新訂増補国史大系 卷二十六』二四頁